

令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和 7 年 2 月 2 7 日（木曜日）

出席委員（5 名）

委 員 長 平 吹 俊 雄 君

副 委 員 長 櫻 井 功 紀 君

委 員 柳 田 政 喜 君

佐 野 善 弘 君

村 松 秀 雄 君

欠席委員（なし）

議 長 鈴 木 宏 通 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

総務課長 佐 野 仁 君

企画財政課長 小 林 誠 樹 君

議会事務局職員出席者

事務局長 伊 藤 博 人 君

事務局次長兼議事調査係長 佐 藤 俊 幸 君

令和 7 年 2 月 2 7 日（木曜日） 午前 9 時 2 7 分 開会

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

美里町議会 3 月会議について

1) 議案等について

行政報告 1 件

報告 2 件

議案 28 件（条例 13 件、補正予算 6 件、その他 2 件、予算 7 件）

諮問 3 件

議発 1 件

委員会報告 2 件

2) 一般質問の発言順序について 5 人

3) 会議の期間及び議事日程について

期間 3 月 4 日（火）～ 19 日（水） 16 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前9時27分 開会

○委員長（平吹俊雄君） では、皆さんおはようございます。

今年になってアメリカ合衆国のトランプさん、2期目の大統領になりました。その後、大統領令なんていうのは100以上も発しているというようなことで、何か状況を見ますと、憲法上、あまり規制はないというようなことですが、ただ、アメリカの議員の方がどのような仕事するのかなどと思っている次第でございます。

また、今年の冬は西と東で、いわゆる日本海側が大雪で、それから太平洋側はからからの天気というようなことで、この頃中は大船渡ですか、山林火災があつて心配するところもございます。

我々議会といたしましても、来月4日から始まります。長丁場でございますので、どうか体調管理十二分にさせていただいて臨んでいただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは早速、議長からの諮問に入りたいと思います。

その前に、この委員会、全員出席しておりますので、会議が成立いたします。

それでは、1) 番目、議案等々について、行政報告以下、執行部のほう御説明をお願いしたいと思います。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。

本3月会議につきましても、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

着座にて失礼いたします。

最初に、行政報告1件でございます。

内容については、株式会社ダンロップスポーツウェルネス社名等の変更についてでございます。美里町スイミングセンターの指定管理者であります株式会社ダンロップスポーツウェルネスにつきまして、令和6年12月1日付で社名が株式会社イトマンスポーツウェルネスに、また、所在地等が変更となりました。

詳細につきましては、お配りしている別紙資料のとおりでございます。

行政報告については以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいまの行政報告について何かございましたら。ありませんか。

それでは、早速報告2件、それから議案28件について御説明をお願いしたいと思います。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、報告 2 件でございます。

内容については、専決処分の報告についてでございます。

最初に、報告第12号でございます。

内容につきましては、令和 6 年度美里町南郷テニスコート改修工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。

議案書につきまして 1 ページ、資料編につきまして同じく 1 ページでございます。

契約の相手方である長谷川体育施設株式会社東北支店と令和 7 年 1 月 27 日に工事請負変更契約を締結いたしました。

主な変更内容につきましては資料編のとおりでございますが、コート改修において、アスファルト舗装部分にアスベストの含有が検出されたため、処分場所及び処分方法の変更により処分費用の追加が生じたこと、また、既設側溝の勾配調整が必要となり、側溝の撤去、再設置を追加したこと等による増額、変更したものでございます。

報告第13号につきましては、損害賠償の額を定め和解することについてでございます。

議案書につきまして 3 ページ、資料編につきましては 6 ページとなります。

令和 6 年 9 月 4 日午前10時30分頃、美里町立南郷中学校において、同校の業務員が刈払機により除草作業をしていた際、飛び石を発生させ、相手方が所有する車両の助手席側後部座席の窓ガラスを損傷させたものでございます。この物損事故による損害賠償の額を定め和解することと内容となっております。

いずれも地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により御報告申し上げるものとなっております。

内容については以上です。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま報告第12号、13号の御説明ありました。皆さんから何かありますか。

私のほうからですけれども、資料編の 2 ページ、いわゆるこのたび変更になった部分、下のほうと、要するに排水構造物撤去、再設置なり、アスファルト運搬処理とアスベスト含有というようなことですが、この 2 か所なんだけれども、今度増えたのが四百七十何万円だけれども、この 2 か所でそれぞれ何ぼだかということ、口頭でもいいんだけれども言ったほうが、報告だから言ったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 休憩でよろしいですか。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前 9 時 3 3 分 休憩

午前 9 時 3 6 分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

そのほかにごさいませんか。（「なし」の声あり）

なければ、議案第60号に移りたいと思います。御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第60号美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

議案書につきまして5ページ、資料編7ページとなります。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては会議当日、私のほうから御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第60号、御説明ありました。何か皆さんからありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

それでは、次に議案第61号について御説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第61号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

議案書10ページ、資料編8ページとなります。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、こちらも会議当日、私のほうから御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第61号について、何かございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第62号について御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第62号美里町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきまして16ページ、資料編9ページとなります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては会議当日、税務課長から申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第62号について御説明ありました。皆さんからありますか。（「なし」の声あり） ないですか。

それでは、次に移ります。

次に、議案第63号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第63号美里町学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきまして22ページ、資料編10ページとなります。

小牛田中学校、不動堂中学校及び南郷中学校を廃止し、新たに美里中学校を設置することに伴い、開放する施設について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては会議当日、教育総務課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第63号について御説明ありました。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第64号について御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第64号美里町母子健康包括支援センター条例を廃止する条例についてでございます。

議案書につきまして24ページ、資料編11ページとなります。

これまで美里町母子健康包括支援センターが担ってきた機能と役割を美里町こども家庭センターで担うこととしたいことから、美里町母子健康包括支援センターを廃止するものでございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第64号について御説明ありました。何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

次に、議案第65号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　続いて、議案第65号美里町老人福祉施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書25ページ、資料編12ページとなります。

施設の利用者の減少及び老朽化の進行等により、老人憩の家ことぶき荘を廃止し、また、法律の引用の誤りを修正したいことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては会議当日、長寿支援課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第65号、説明ありました。何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第66号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　続いて、議案第66号美里町交流の森・交流館条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書27ページ、資料編13ページとなります。

美里町交流の森・交流館に設置したサウナ施設について、利用に供するに当たり利用料金を定めたいことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては産業振興課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第66号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。

ないようですので、次に移ります。

議案第67号について御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野　仁君）　続いて、議案第67号美里町工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書28ページ、資料編14ページとなります。

町内における企業の立地促進を図るため、工場立地特例対象区域の追加及び合筆や分筆等に
応じた修正並びに緑化促進奨励金に係る要件緩和を行うことから、所要の改正を行うものでご
ざいます。

詳細につきましては、産業振興課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第67号について御説明ありました。何かございますか。
ありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

次に、議案第68号について御説明お願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　続いて、議案第68号美里町スポーツ施設条例の一部を改正する条例
についてでございます。

議案書につきまして32ページ、資料編15ページとなります。

小牛田中学校、不動堂中学校及び南郷中学校の廃止に伴い、小牛田中学校運動場、南郷中学
校体育館及び南郷中学校武道場をスポーツ施設として利用に供したいことから、所要の改正を
行うものでございます。

詳細につきましては、まちづくり推進課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第68号について御説明ありました。皆さんから何かあり
ませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

次に、議案第69号について御説明お願いいたします。

○総務課長（佐野　仁君）　続いて、議案第69号美里町保育所入所児童選考委員会条例の一部を
改正する条例についてでございます。

議案書38ページ、資料編16ページとなります。

当委員会の機能と役割を明確にしたいことから、また、児童が入所する対象施設を拡大した
いことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども家庭課長から御説明申し上げる予定です。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第69号について御説明ありました。皆さんからありませ

んか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第70号について御説明お願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第70号美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

議案書40ページ、資料編17ページとなります。

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、子ども家庭課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第70号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第71号について御説明お願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第71号美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書42ページ、資料編18ページとなります。

農業集落排水事業の南郷第2地区農業集落排水処理施設について、計画処理人口及び計画1日最大処理能力に変更が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、下水道課長から御説明申し上げる予定です。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第71号、御説明ありました。皆さんから何かございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第72号について御説明お願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第72号美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書43ページ、資料編19ページとなります。

食材価格の高騰により、美里町学校給食費に関する条例施行規則に定める学校給食費の1食当たりの単価を値上げしたいことから、本条例に定める学校給食費の年額の上限を改定するも

のでございます。

また、学校給食を調理する業務の委託を受けたものが学校給食の実施対象であることを明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、教育総務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第72号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第73号について御説明お願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第73号令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を御説明申し上げます。

議案書46ページ、資料編20ページをお開きください。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,147万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億9,770万円といたしました。

今回の補正予算につきましては、予算の執行見込額の算定に伴う補正が主なものとなっております。

以下、要点のみ御説明申し上げます。

議案書76ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

2款総務費に460万6,000円追加いたしました。

中段になります。1項総務管理費の一般管理費に退職手当組合負担金1,775万9,000円、下段になりますが、財産管理費にふるさと応援基金積立金250万円。

次に、80ページになります。80ページ中段を御覧ください。

諸費に定住促進補助金270万円、それぞれ追加しております。

次に、84ページをお開きください。

3款民生費に304万3,000円追加いたしました。

1項社会福祉費の社会福祉総務費から物価高騰対策重点給付金1,425万円減額いたしました。

86ページの中段頃に記載になってございます。

また、88ページ中段、ちょっと上のほうを御覧いただきたいと思います。

障害者及び障害児福祉費の障害者総合支援給付費に3,517万2,000円追加してございます。中段の下の方になります。国民健康保険費の国民健康保険特別会計繰出金に2,406万4,000円追加してございます。

次の90ページをお開きください。

2 項児童福祉費の児童福祉総務費に、ちょうど中頃にございます施設型給付費負担金929万5,000円、児童医療福祉費の子ども医療扶助費に481万3,000円、失礼しました。これは90、次のページの上段になります。481万3,000円、それぞれ追加してございます。

続きまして、96ページをお開きください。

4 款衛生費から4,844万6,000円減額いたしました。

1 項保健衛生費の予防費から、下段の上の方になります。定期予防接種業務委託料3,218万4,000円減額いたしました。

次に、102ページをお開きください。

下段になります。3 款上水道費の水道事業費に水道事業会計補助金463万5,000円追加してございます。

次の104ページからになります。

6 款農林水産業費から1,561万1,000円減額してございます。

1 項農業費の農業振興費に、次のページ、106ページの上段にございます担い手確保経営強化支援事業補助金229万8,000円追加してございます。

次の108ページの上段でございます。

農業集落排水事業費の下水道事業会計農業集落排水事業補助金526万円減額してございます。

中段から、7 款商工費から107万4,000円減額してございます。

1 項商工費の商工振興費から中小企業リテンション支援補助金174万円減額してございます。中小企業振興資金融資損失補償金126万3,000円追加してございます。

次の110ページを御覧ください。

8 款土木費から3,519万3,000円減額いたしました。

中段にございます2 項道路橋梁費の道路橋梁費、維持管理費から側溝改修及び町道舗装補修工事請負費675万3,000円減額いたしました。橋梁改修工事請負費871万8,000円追加いたしました。

下段になりますが、4 項都市計画費の公共下水道費から下水道事業会計公共下水道事業補助金1,277万5,000円減額してございます。

次の112ページを御覧ください。

5 款住宅費の住宅建設費から二郷第一住宅等建替え事業アドバイザー業務委託料984万8,000円減額いたしました。

9 款消防費から481万円減額いたしました。

次の114ページの中頃を、中段を御覧ください。

1 項消防費の災害対策費から防災行政無線更新工事請負費440万4,000円減額いたしました。

10款教育費から7,402万2,000円減額いたしました。

次のページ、116ページの中段を御覧ください。

2 項小学校費の学校管理費から電気料金720万円減額いたしました。

次の118ページの下段になります。

3 項中学校費の教育振興費から教育備品購入費620万円、学校建設費から施設用備品購入費690万円それぞれ減額いたしました。

次の120ページを御覧ください。

上段になります。4 項幼稚園費の幼稚園費から施設型給付費負担金1,126万1,000円減額いたしました。

122ページ、中段の上のほうを御覧ください。

6 項保健体育費の体育施設費からテニスコート改修工事請負費2,531万2,000円減額いたしました。

62ページにお戻りください。

次に、歳入について御説明申し上げます。

上段になりますが、4 款配当割交付金に189万9,000円追加いたしました。

5 款株式等譲渡所得割交付金に502万1,000円追加いたしました。

6 款法人事業税交付金に511万6,000円追加いたしました。

7 款地方消費税交付金に従来分、社会保障分合わせまして4,031万8,000円追加いたしました。

8 款環境性能割交付金に自動車税環境性能割交付金245万円追加いたしました。

13款使用料及び手数料から233万3,000円減額いたしました。

下段になります。1 項使用料の土木使用料から町営住宅使用料217万8,000円減額いたしました。

64ページをお開きください。

14款国庫支出金から4,138万2,000円減額いたしました。

上段にございます1項国庫負担金、民生費国庫負担金に障害者自立支援給付費負担金1,758万6,000円追加し、中頃にございます衛生費国庫負担金から児童手当負担金3,293万1,000円減額いたしました。

2項国庫補助金の総務費国庫補助金から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,809万7,000円、66ページの上段にございます土木費国庫補助金から社会資本整備総合交付金（公営住宅整備事業）492万5,000円それぞれ減額いたしました。

15款県支出金に1,760万3,000円追加いたしました。

中段にございます1項県負担金、民生費県負担金に障害者自立支援給付費負担金879万3,000円、国民健康保険基盤安定負担金（軽減分）1,306万2,000円追加いたしました。

70ページをお開きください。

中段にございます16款財産収入から2,591万3,000円減額いたしました。

17款寄附金に249万3,000円追加いたしました。

中段にございます1項寄附金のふるさと応援寄附金に企業版ふるさと応援寄附金250万円追加いたしました。

下段になります。18款繰入金から6,342万2,000円減額いたしました。

2項基金繰入金から財政調整基金繰入金5,630万4,000円、肉用繁殖牛導入等資金貸付基金繰入金450万円それぞれ減額いたしました。

次のページになります。72ページになります。

20款諸収入から7,522万1,000円減額いたしました。

中段にございます3項貸付金元利収入の民生費貸付金収入から災害援護資金貸付金収入合わせまして4,853万7,000円減額いたしました。

下段になります。5項雑入の給食事業収入から給食費の各納付金合わせまして8,849万7,000円、雑入、74ページ、次のページになります。上段のやや下のほうになりますが、雑入からワクチン生産体制等緊急整備基金助成金2,394万6,000円それぞれ減額いたしました。

21款町債から3,830万円減額いたしました。

下段になりますが、1項町債の土木費から過疎対策事業費（町道整備事業）2,020万円、教育債から過疎対策事業債（南郷テニスコート改修事業）2,540万円それぞれ減額いたしました。

53ページにお戻りください。

次に、予算本文第2条、繰越明許費につきましては、担い手確保経営強化支援事業をはじめ、8事業について令和6年度内に事業が終了する見込みがないことから、令和7年度に繰り

越すものでございます。

次に54ページ、予算本文第3条関係であります。

債務負担行為の補正につきましては、ガバメントクラウド運用保守業務委託料をはじめ、5件について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

次のページをお開きください。

予算本文第4条関係になります。地方債の補正につきましては、防災減災国土強靱化緊急対策事業債（農業農村整備事業）について追加し、過疎対策事業債（公共交通確保維持事業）をはじめ、14件について限度額を変更するものでございます。

以上、補正予算の説明となります。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第73号令和6年度美里町一般会計補正予算について御説明ありました。皆さんから何かございますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移りたいと思います。

次に、議案第74号について御説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　議案書125ページ、資料編21ページとなります。

議案第74号令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書126ページをお開きください。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,497万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,333万3,000円といたしました。

今回の補正予算につきましては、予算の執行見込額の算定に伴う補正でございます。

詳細について要点を御説明申し上げます。

138ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費で166万2,000円減額いたしました。

上段にございます1項総務管理費の一般管理費から一般管理事業166万2,000円減額してございます。

2款保険給付費から8,239万2,000円減額いたしました。

中段にございます1項療養諸費の療養給付費から療養給付費負担金7,922万円、療養費から療養費負担金239万円それぞれ減額いたしました。

4款保健事業費から1,098万8,000円減額いたしました。

次の140ページをお開きください。

中段にございます2項特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費から特定健康診査等委託料938万9,000円減額いたしました。

136ページにお戻りください。

次に、歳入について御説明申し上げます。

3款県支出金から9,006万4,000円減額いたしました。

上段にございます1項県補助金の保険給付費等交付金から普通交付金8,161万円、特別交付金845万4,000円それぞれ減額いたしました。

中段にございます5款繰入金で446万6,000円減額いたしました。

1項他会計繰入金の一般会計繰入金に保険基盤安定繰入金の保険税軽減分に1,741万5,000円、保険者支援分に421万5,000円、産前産後保険料繰入金に335万3,000円それぞれ追加いたしました。

下段にございます2項基金繰入金の財政調整基金繰入金から財政調整基金繰入金2,853万円減額いたしました。

以上、補正予算の御説明となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第74号について御説明ありました。何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

議案第75号について御説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、議案書141ページ、資料編22ページをお開きください。

議案第75号令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

議案書142ページをお開きください。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,102万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,266万5,000円といたしました。

今回の補正予算につきましては、現年度分特別徴収保険料の減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

以下、要点のみ御説明を申し上げます。

154ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費から60万円減額いたしました。

1 項総務管理費の一般管理費から郵便料39万円減額いたしました。

中段にございます 2 款後期高齢者医療広域連合納付金から716万5,000円減額いたしました。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金から716万5,000円減額いたしました。

3 款保健事業費で326万円減額いたしました。

1 項健康保健増進事業費の健康診査費で、後期高齢者健康診査業務委託料313万1,000円減額いたしました。

152ページにお戻りください。前のページになります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料から742万5,000円減額いたしました。

1 項後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料から現年度分特別徴収保険料1,912万9,000円減額いたしました。普通徴収保険料の現年度分普通徴収保険料に1,217万6,000円追加いたしました。

3 款繰入金から35万1,000円減額いたしました。

5 款諸収入から324万9,000円減額いたしました。

2 項雑入の宮城県後期高齢者医療広域連合補助金から宮城県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金324万9,000円減額いたしました。

以上、補正予算についての説明となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第75号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

次に、議案第76号について御説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、議案書155ページ、資料編23ページをお開きください。

議案第76号令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書156ページをお開きください。

予算本文第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,968万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,963万2,000円といたしました。

今回の補正予算につきましては、これまでの実績等を踏まえた保険給付費等の追加及び減額などがございます。

以下、要点のみ御説明を申し上げます。

170ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費で138万8,000円減額いたしました。

中頃になります3 項介護認定審査会費の認定調査費等から認定調査等事業93万3,000円減額いたしました。

2 款保険給付費から3,786万5,000円減額いたしました。

下段になります。1 項介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費に居宅介護サービス給付費負担金3,126万円追加いたしました。地域密着型介護サービス給付費から地域密着型居宅介護サービス給付費負担金3,121万4,000円、施設介護サービス給付費から施設介護サービス給付費負担金2,692万円それぞれ減額いたしました。

次の172ページの上段にございます居宅介護サービス計画給付費に居宅介護サービス計画給付費負担金189万円追加いたしました。

中段になります。2 項支援サービス等諸費の介護予防サービス給付費から介護予防サービス給付費負担金549万円減額いたしました。地域密着型介護予防サービス給付費に地域密着型介護予防サービス給付費負担金157万4,000円追加いたしました。

下段になります。5 款高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス費から高額医療合算介護サービス給付費負担金129万3,000円減額いたしました。

次のページをお開きください。

上段にございます6 項特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費から特定入所者介護サービス給付費負担金737万7,000円減額いたしました。

3 款地域支援事業費から733万5,000円減額いたしました。

1 項介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業費から訪問型サービス費負担金136万2,000円、通所型サービス費負担金419万円それぞれ減額いたしました。

3 項包括的支援事業費・任意事業費の任意事業費から高齢者等安心見守り支援事業業務委託料98万5,000円減額いたしました。

次の176ページをお開きください。

4 款保健福祉事業費から318万9,000円減額いたしました。

下のほうになります。同じく下段になりますが、1 項保健福祉事業費の高齢者紙おむつ等支援事業費から高齢者紙おむつ等支援扶助費318万9,000円減額いたしました。

166ページにお戻りください。

次に、歳入について御説明申し上げます。

1 款保険料に577万9,000円追加いたしました。

1 項介護保険料の第1号被保険者保険料に現年度分特別徴収保険料577万9,000円追加いたしました。

3 款国庫支出金から424万6,000円減額いたしました。

1 項国庫負担金の介護給付費負担金に介護給付費国庫負担金511万2,000円追加いたしました。

2 項国庫補助金の調整交付金から介護給付費財政調整交付金493万1,000円、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から、介護予防・日常生活支援総合事業国庫交付金166万2,000円、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）から、包括的支援事業・任意事業国庫交付金276万5,000円それぞれ減額いたしました。

4 款支払基金交付金から2,337万4,000円減額いたしました。

1 項支払基金交付金の介護給付費交付金から介護給付費支払基金交付金2,157万9,000円、地域支援事業支援交付金から地域支援事業支払基金支援交付金179万5,000円それぞれ減額いたしました。

5 款県支出金から771万円減額いたしました。

1 項県負担金の介護給付費負担金から介護給付費県負担金549万7,000円減額いたしました。

2 項県補助金の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）から、包括的支援事業・任意事業県交付金138万2,000円減額いたしました。

次のページ、168ページをお開きください。

7 款繰入金から2,022万6,000円減額いたしました。

1 項一般会計繰入金の一般会計繰入金から介護給付費一般会計繰入金473万3,000円、事務費等一般会計繰入金138万8,000円それぞれ減額いたしました。

下段になります。2 項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金1,250万7,000円減額いたしました。

以上、補正予算の説明となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第76号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

次に、議案第77号について御説明お願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案書177ページ、資料編24ページをお開きください。

議案第77号令和6年度美里町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。
178ページをお開きください。

今回は収益的収支、資本的収支、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金についての補正でございます。

初めに、予算本文第2条、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

182ページ、183ページをお開きください。

1 款水道事業収益に477万7,000円追加いたしました。

1 項営業収益の3 目その他営業収益に14万2,000円追加いたしました。

2 項営業外収益の2 目他会計補助金に463万5,000円追加いたしました。

他会計補助金の内容につきましては、上水道の高料金対策について、一般会計から補助金を受けるため追加するものでございます。

これらにより収益的収入合計を8億4,164万6,000円といたしました。

次のページ、184、185ページをお開きください。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用に116万3,000円追加いたしました。

1 項営業費用の1 目原水及び浄水費に職員人件費4万5,000円追加いたしました。

2 目配水及び給水費に職員人件費3万1,000円追加いたしました。

4 目業務費に職員人件費7万1,000円追加いたしました。

5 目総係費に職員人件費28万2,000円追加いたしました。

2 項営業外費用の3 目消費税及び地方消費税に73万4,000円それぞれ追加いたしました。

これらにより収益的支出合計を7億6,612万2,000円といたしました。

187ページをお開きください。次のページをお開きください。

次に、予算本文第3条、予算第4条に定めた資本的収支の収入について御説明申し上げます。

3 項工事負担金の1 目工事負担金に75万5,000円追加いたしました。

これらにより資本的収入合計を2億860万5,000円といたしました。

178ページにお戻りください。

以上の補正に伴いまして、予算本文第4条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算本文第5条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について併せて補正したところでございます。

以上、補正予算の説明となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第77号について御説明ありました。皆さんから何かございますか。（「なし」の声あり）

なければ、次に移ります。

議案第78号について御説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、議案書188ページ、資料編25ページをお開きください。

議案第78号令和6年度美里町下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回は業務の予定量、収益的収支、資本的収支、企業債、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金についての補正予算でございます。

初めに、予算本文第3条、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

194ページ、195ページをお開きください。

1 項公共下水道事業収益で1,195万8,000円減額いたしました。

1 項営業収益の2 目雨水処理負担金で22万7,000円減額いたしました。

2 項営業外収益の2 目他会計補助金で1,273万9,000円、3 目補助金で7万円、4 目長期前受金戻入で191万5,000円それぞれ減額し、5 目雑収益に299万3,000円追加いたしました。

2 款農業集落排水事業収益に5万2,000円追加いたしました。

1 項営業収益の2 目雨水処理負担金で216万1,000円、3 目その他営業収益で88万9,000円それぞれ減額いたしました。

2 項営業外収益の1 目他会計補助金で526万円、3 目長期前受金戻入で61万9,000円それぞれ減額し、4 目雑収益に898万1,000円追加いたしました。

これらにより収益的収入合計を10億4,411万7,000円といたしました。

196、197ページをお開きください。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

1 款公共下水道事業費用で1,617万2,000円減額いたしました。

1 項営業費用の 1 目管渠費で52万3,000円、3 目流域下水道維持管理費で1,204万1,000円、4 目業務費で18万5,000円、5 目総係費で96万8,000円それぞれ減額いたしました。

2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で245万5,000円減額いたしました。

2 款農業集落排水事業費用で893万3,000円減額いたしました。

1 項営業費用の 1 目管渠費で21万5,000円、2 目処理場費で401万7,000円、4 目総係費で171万2,000円それぞれ減額いたしました。

2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で298万9,000円減額いたしました。これらは鳴瀬川流域下水道維持管理負担金の確定による減額、企業債の借入れ見通しによる利息の減額等が主なものでございます。

これらによりまして、収益的支出合計を9億9,589万1,000円といたしました。

198、199ページ、次のページをお開きください。

次に、予算本文第4条、予算第4条に定めた資本的収支の収入について御説明申し上げます。

1 款公共下水道事業資本的収入で2,717万5,000円減額いたしました。

1 項企業債の 1 目企業債で1,990万円減額いたしました。

2 項負担金の 1 目公共下水道受益者負担金で150万9,000円減額いたしました。

4 項補助金の 1 目他会計補助金で3万6,000円、2 目補助金で573万円それぞれ減額いたしました。

これらにより資本的収入合計を10億1,367万9,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。

次のページをお開きください。

1 款公共下水道事業資本的支出で2,487万円減額いたしました。

1 項建設改良費の 1 目污水管渠建設改良費で1,160万円、2 目流域下水道建設事業負担金で1,403万円それぞれ減額し、4 目建設諸費に44万9,000円追加いたしました。

2 項企業債償還金の 1 目企業債償還金に31万1,000円追加いたしました。

2 款農業集落排水事業資本的支出に37万円追加いたしました。

1 項建設改良費の 3 目建設諸費に8万6,000円追加いたしました。

2 項企業債償還金の 1 目企業債償還金に28万4,000円追加いたしました。

これらは鳴瀬川流域下水道建設事業負担金の確定による減額のほか、国庫補助金の交付決定に伴う減額が主な内容となっております。

これらによりまして、資本的支出合計を12億2,779万8,000円といたしました。

189ページにお戻りください。

以上の補正に伴いまして、予算本文第2条、予算第2条に定めた業務の予定量、予算本文第5条、予算第6条に定めた企業債、予算本文第6条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算本文第7条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について併せて補正したものでございます。

以上、補正予算の説明となります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第78号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。ありませんね。（「なし」の声あり）

続きまして、議案第79号に移ります。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第79号町道の路線廃止についてでございます。

議案書につきまして202ページ、資料編26ページとなります。

道路改築事業等の実施に伴い、廃止しなければならない路線が発生したことから、町道の路線を廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては会議当日、建設課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第79号について御説明ありました。皆さんから何かありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

次に、議案第80号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第80号町道の路線認定についてでございます。

議案書につきまして204ページ、資料編30ページとなります。

道路改築事業等の実施に伴い、認定しなければならない路線が発生したことから、町道の路線を認定するものでございます。

こちらにつきましても、詳細につきましては建設課長から御説明申し上げます。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第80号、御説明ありました。何か皆さんからありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次に移ります。

次に、諮問第1号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、諮問につきましては3件となっております。

まず、諮問の内容につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

諮問第1号につきましては奥山恒義氏、諮問第2号につきましては佐々木悦子氏、諮問第3号につきましては留守広行氏でございます。

現人権擁護委員の3名の方につきまして、令和7年6月30日をもって任期満了となります。引き続き3名を人権擁護委員として推薦したいことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮りするものでございます。

内容については以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま諮問第1号から3号について御説明ありました。何かありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、補正については以上でございますが、82号については新年度の計画ですので、括弧のですね、（「81」の声あり）議案第81号から議案第87号までにつきましては、新年度予算ということで御確認をお願いしたいと思います。

以上が報告2件、議案28件、諮問3件について御説明ありました。全体で何か皆さんありましたか。ありますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、執行部については以上ということでございますので、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。再開は45分。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

次に、議発について、局長、御説明をお願いします。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、私のほうから議発、今回第2号となります。美里町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

本日お手元に改正の案文について配付させていただいておりますので、これに基づいて御説明させていただきたいと思います。

まず紙、A4、3枚になりますけれども、2ページ目御覧ください。

今回、美里町議会の個人情報保護に関する条例、こちらの改正につきましては、2か所を予

定してございます。

こちら2ページ目の表を御覧ください。

まず1か所目が、第2条第10項中、こちらを第2条第8項を第2条第9項に改めます。

同じく、こちらのページの下、第53条から、次のページの第55条中まで、こちら規定中に懲役という単語がございますが、今回の改正で拘禁刑に改めるというものでございます。

こちらにつきましては、第2条につきましては、こちら上位法でございます情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、こちらが令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴って、所要の改正が必要になるものでございます。

次の53条から55条につきましては、刑法等の一部を改正する法律、こちらが令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものとなっております。

資料の3ページ目を御覧ください。

こちらの3ページ目中段、施行期日、こちらの条例は、基本的には令和7年4月1日から施行することとなっております。ただし、先ほど御説明しましたとおり、53条から55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行するという事でまとめてございます。

このページ下の提案理由につきましては、先ほどの改正理由をまとめてございます。

まず、こちらの中身が適正かどうか、この場で御意見をいただきたいことと、こちら今回の議員発議、議会運営委員会からの発議でよろしいかどうか。また、発議のタイミングにつきましては、3月会議最終日でよろしいか御協議いただけたらと思います。

また、条例改正の提出者につきましては、議会運営委員会の委員長が提出者となり、賛成者として議運の委員の皆様にご署名いただく内容としてまとめさせていただいてよろしいか御協議もお願いしたいと思います。

以上で私からの説明とさせていただきます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま事務局長から議発について御説明ありました。内容のとおりは、皆さんお配りした内容のとおりであります。理由もそのとおりということでございます。

そこで、この提案の提出につきましては、3月会議の最終日ということですが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、2）番目、一般質問の発言順序についてお願いいたします。副委員長。

○事務局長（伊藤博人君） すみません、一般質問5名の方から通告されております。順番を決めるに当たりまして、受付順から副委員長にくじを引いていただきたいと思います。

まず、質問受付1番目、赤坂議員の順序となります。よろしくお願いします。赤坂議員、質問の順番、2番目となります。続きまして、受付順2番目、平吹議員となります。平吹議員、3番目。次、受付順3番目の佐野議員です。質問順序5番目。次、受付順4番目の柳田議員です。質問順位4番目。4。次、受付順5番目、伊藤議員です。順番目が1番目となります。

復唱いたします。質問順番ごとに復唱いたします。1番目、伊藤牧世議員。2番目、赤坂芳則議員。3番目、平吹俊雄議員。4番目、柳田政喜議員。5番目、佐野善弘議員。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 2）番目の一般質問の発言順序については、ただいま副委員長から抽せんしていただきまして、確認の意味でもう一度行きます。

一番最初が、1番目が伊藤牧世議員、2番目が赤坂芳則議員、3番目が平吹俊雄議員、4番目が柳田政喜議員、5番目が佐野善弘議員となりました。よろしくお願いいたしますと思います。

次に、3）番目、会議の期間及び議事日程について御説明をお願いいたします。局長。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、私のほうから会議の期間及び議事日程の案について御説明させていただきます。

本日、お手元のほうに6年度美里町議会3月会議の期間及び審議の予定表案分を配付させていただきます。

期間につきましては、3月4日火曜日から3月19日水曜日、16日間、このような形で日程を組んでみたところでございます。こちらについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま局長から会議の期間及び議事日程について御説明ありました。

皆さんにお配りした予定のとおりということなのですが、これに対して何かございますか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 1点ちょっと確認させてもらいます。

先ほど委員会の報告2件あるということでしたけれども、これ予定に入っていないんですけれども、どこでやるんでしょうか。

○事務局長（伊藤博人君） 最終日となります。

○委員長（平吹俊雄君） 常任委員会の委員会報告については最終日の最後に報告するというこ

とで、ここに記入するということをお願いしたいと思います。

そのほかにございせんか。（「1点補足よろしいですか」の声あり）局長。

○事務局長（伊藤博人君） すみません、1点ほど補足させていただきます。

こちらの予定表1枚目、この日程で進むとなりますと、3月10日月曜日、こちら議案審議が、本会議の中で議案審議終わった後に特別委員会へ議案の審査付託という流れとなつてございます。そうしますと、おのずからこちらの中に総括質疑、間に入るような形となります。

その場合、いつも決算議会や新年度の議会のときもそうですが、こちら質問される議員さんいる場合は、あらかじめ例えば数字等の回答必要なものは、3月7日の金曜日までに関係課のほうに議員さんのほうからお話しいただくという形を取らせてもらえればと思いますが、そちらのほう皆様いかがでしょうか。そちらについて御意見いただけたらと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 委員長、よろしいですか。ただいま連合審査ですね。（「総括質疑」の声あり）総括ね。いいんじゃないですか。（「総括質疑は議案審議終わってから」の声あり）

○事務局長（伊藤博人君） そうですね、議案審議終わったら総括質疑入りますので。ちょうどこの本会議の間にスケジュール的には入りますので。

○委員長（平吹俊雄君） 議案審議の後だね。ここに総括質疑とないんですが、その件については7日目の3月10日の本会議の議案審議終了次第、総括質疑としたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

総括質疑はある人は7日まで、数字的なものがあればお願いしたいと思います。

よろしいですか。そのように進めてまいりたいと思います。

そのほかにございせんか。

2日間だから、初日は何番まで。5人しかいないんだけど。（「3人」「1時間45分ぐらいか」「町長の施政方針45分ぐらい」「町長の施政方針ね、30分ぐらいかかるっちゃ、半分ぐらいだもん」「3人か4人」「3、2でいいんでないですか」の声あり）

それでは、一般質問については、初日目3人、それから2日目は2人ということに進めてまいりますので、議長よろしいですか。（「はい」の声あり）では、そのようにしたいと思います。

そのほかにございせんか。なければ事務局長のほう、事務局のほうからは。

○事務局長（伊藤博人君） 私のほうから連絡事項等、特にはございせんが、先ほどの議発第2号につきまして、本日の議会運営委員会終了後、御署名をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありませんか。なければこれで締めたいと思ひますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、副委員長。

○副委員長（櫻井功紀君） どうも御苦勞さまです。

長時間にわたりありがとうございました。来月の４日から３月会議が始まります。長丁場になりますので、議事日程をスムーズに行われるよう、委員各位の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前１１時０２分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和7年2月27日

委員長